

告示

埼玉県告示第千五百五十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上田清司

一件名

（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成三十年十一月二十七日（火）十四時から十六時まで

吉見町役場 大集会室

イ 平成三十年十一月二十七日（火）十八時から二十時まで

鴻巣市役所 大会議室

ウ 平成三十年十一月二十八日（水）十四時から十六時まで

東松山市松山市民活動センター 小会議室

エ 平成三十年十一月二十八日（水）十八時から二十時まで

川島町コミュニティセンター 会議室一

オ 平成三十年十一月二十九日（木）十四時から十六時まで

桶川市役所本庁舎 会議室三〇三・三〇四

カ 平成三十年十一月二十九日（木）十八時から二十時まで

北本市文化センター 第四会議室

三 事業者の氏名及び住所

吉見町長 宮崎善雄

埼玉県比企郡吉見町大字下細谷四百十一番地

四 意見を聴こうとする事項

吉見町が作成した（仮称）埼玉中部資源循環センター整備事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見